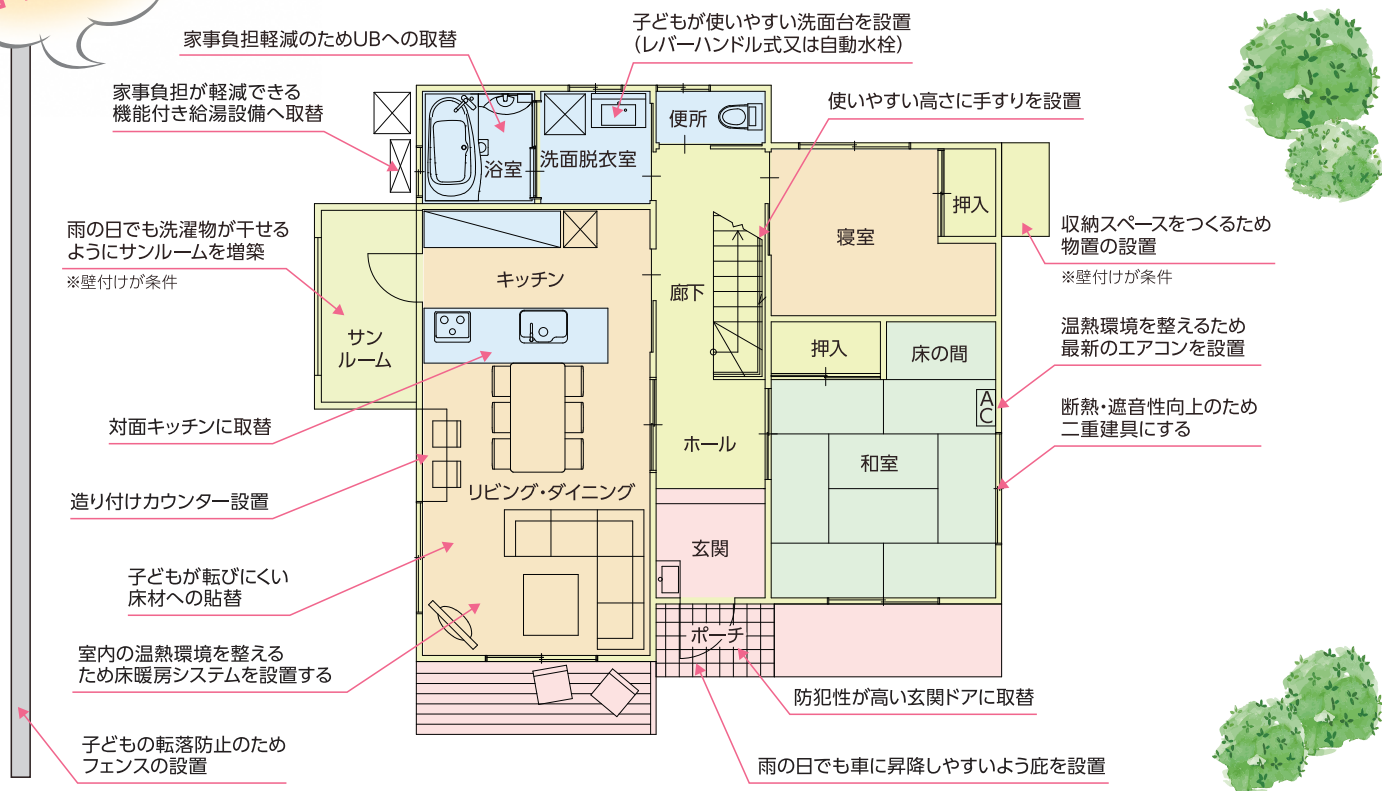


柔軟に対応できる
子育て応援制度！

子育て配慮改修は、このような工事が対象です！



しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業の利用に併せた住宅リフォームローン金利引下げ

右記の金融機関において、リフォームローン貸付金利の引き下げが受けられます。

※詳しくは各金融機関の窓口へお問い合わせください。

金融機関名	概要
しまね信用金庫	「しましん住宅ローン」の金利引下げプランの適用条件
島根県農業協同組合	「とくとくプラン」、「リフォームローン」の金利引下げ項目

住宅リフォームに関するご相談・お問合せは

リフォーム事業者検索サイト

● しまね住宅総合相談員

リフォームに関するご相談は、島根県建築住宅センターが養成・登録を行っている「しまね住宅総合相談員」にお尋ねください。



相談員名簿の検索は [こちら](#)



(一財)住まいづくりナビセンターが運営する、全国の住宅リフォームのポータルサイトです。口コミや施工事例をもとに、県内の事業者を検索できます。



事業者の検索は [こちら](#)

助成のお申込は

(一財)島根県建築住宅センター 業務課まで ※窓口または郵送でも受付しています。
〒690-0842 松江市東本町二丁目60番地 すままちプラザ2階

お問い合わせは

まずは [しまね住宅ネット相談](#) メールによる相談をご利用ください。

<https://system.shimane-bhc.or.jp/guest/mail>



お気軽に
お問い合わせ
ください。

FAX

0852-25-9581

TEL

0852-33-7268

受付時間：24時間受付(ただし、対応は電話の受付時間内に限ります。)必ずご連絡先をご記入の上、左記番号までお送りください。

(直通 業務課) 受付時間：9:00から17:00(土日祝日、年末年始定休)

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる
島根創生
SHIMANE SOUSEI



しまね長寿・子育て 安心住宅リフォーム 助成事業 by 島根県

子育て配慮
改修

子育て負担の軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するための住宅リフォーム

バリアフリー
改修

高齢者等が安全で快適に暮らせるようバリアフリー化するための住宅リフォーム

募集
期間

令和7年4月7日～令和8年2月13日

●予算がなくなり次第、受付は終了します。●令和8年3月13日までに完了する工事を対象とします。

対象
住宅

昭和56年6月1日以降に着工された島根県内の既存住宅(賃貸住宅を除く)

●昭和56年5月31日以前に着工された物件は耐震診断が必要です。

※耐震診断により上部構造評点が1.0未満であれば一定の補強をする必要があります。
※耐震性を確認できた住宅又は今回の改修に併せて一定の耐震改修を行う住宅は対象となります。

●過去に「しまね長寿の住まいリフォーム助成事業」及び「当事業」による補助を受けていないこと。

その他
条件

●工事施工者が、島根県内に本店を有するものであること。
●マンション等の共同住宅の助成対象は専有部分に限ります。(共用部分を除く)

補助率
1/4

安心・安全・快適な住まいづくりを応援します

助成
メニュー
1

子育て配慮改修

助成対象工事費の1/4以内の額で、

助成額

一戸あたり **上限 25万円**

※助成対象工事費40万円以上の工事が対象



助成の対象

子育て世帯(※1)が居住する住宅 または子育て世帯が近居(※2)する親世帯(※3)の住宅
(いずれも居住予定を含む。)

対象工事

子育て世帯が安全で安心して生活するために「子育てし易い環境」をつくる工事

「子育て配慮改修」の工事例

1.【子どもや妊婦にとって安全・安心な環境をつくる工事】

転倒を防止する為に床をCFシートに貼替え/転落を防止する手すり設置(バルコニー、窓、階段等)/子どもの様子を把握しやすい間取りに改修/不審者の侵入を防止する防犯性の高い玄関ドアに取替え

2.【子どもの健やかな成長を支える環境をつくる工事】

キッチンの広さと使いやすさを確保/リビングの広さと使いやすさを確保/子どもが使いやすいトイレを増設/子どもの成長に合わせて個室を確保

3.【快適に子育てできる環境をつくる工事】

掃除がしやすい仕上げや設備への改修/収納スペースの広さと使いやすさを確保/雨の日や花粉の多い日でも洗濯物を干せるスペースを確保/雨の日でも車に乗降しやすいよう庇を設置

別棟となる増築は補助の対象となりません。

《詳しくは、裏面へ》

(※1)「子育て世帯」とは・・・18歳未満の子ども(若しくは満18歳となった最初の3月31日を迎える子ども)がいる世帯又は妊娠中の方がいる世帯。

(※2)「近居」とは・・・子育て世帯と親世帯の近居とは、子育て世帯を含む親・子・孫等の三世代が同一地域(同一公民館の区域又は直線距離で5km以内)に居住すること。

(※3)「親世帯」とは・・・親・子・孫の三世代で、子からみて父母、孫からみて祖父母に該当する世帯。

助成
メニュー
2

バリアフリー改修

助成対象工事費の1/4以内の額で、

助成額

一戸あたり **上限 25万円**

※助成対象工事費40万円以上の工事が対象



助成の対象

年齢が60歳以上の方 または身体障がい者が居住する住宅

対象工事

高齢者や障がい者が安全で安心して生活するためのバリアフリー改修工事
ただし、改修後に整備基準(※1)に適合するものであること。

「バリアフリー改修」の工事例

1.【高齢者等の移動に対する障がい解消・緩和する工事】

引き戸の建具への取替/レバーハンドルへの取替/玄関ポーチにスロープを設置/廊下等に手すりを設置

2.【高齢者等の介助・介護を容易にする施設・設備を設ける工事】

浴室・洗面にシャワー装置を設置/灯り付きスイッチ・ワイドスイッチを設置/移動用リフトを設置/レバー式水栓・自動温度調整付き水栓を設置/昇降用吊り戸棚を設置/暖房洗浄便座を設置

3.【高齢者等の身体的能力の低下に対して補助する工事・事故を防ぐ設備を設ける工事】

廊下等に足元照明を設置/緊急通報装置の設置/ヒートショックを防止する設備を設置/滑りにくい床材への改修/便所・浴室等の広さを拡張/住宅用スプリンクラー設備を設置/地震により転倒する危険性のある家具等の固定

(※1)「整備基準」とは・・・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示基準「高齢者等配慮対策等級3」程度で、主に以下に示すもの。

1. 高齢者等の利用が想定される寝室と便所は同一階(原則1階)にあること。
2. 日常生活空間(玄関、廊下、寝室等)の床は、原則段差がないこと、又は段差対策がされていること。
3. 住宅内の階段、便所、浴室、玄関に手すりが設置されていること。
4. 日常生活空間の通路の有効幅が750mm以上確保されていること。

最大75万円/



上限額
の加算

次の条件に該当する場合、助成上限額がアップします

※助成額は、「助成上限額」と「対象工事費の1/4以内の額」の小さい方の額となります。

子育て世帯とその親世帯が同居・近居する場合

+ 10万円

●既に同居・近居している場合だけでなく、工事完了後に同居・近居する場合も対象です。

空き家バンク登録住宅を
購入して改修する場合

+ 10万円

●空き家バンク登録住宅とは、県内の市町村により運営等が行われている空き家バンクに登録されている住宅をいいます。

一定の耐震改修を行う場合 **+ 30万円**

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、子育て配慮改修又はバリアフリー改修に併せて、部分的耐震改修又は全体の耐震改修を実施する場合が対象です。
- 「耐震診断」を実施し、その結果、上部構造評点が1.0未満の住宅であって、改修工事後に「特定居室が部分的耐震性能を有する」又は「建物全体が上部構造評点1.0以上となる」住宅である必要があります。

例

親世帯と同居する子育て世帯が130万円の「子育て配慮改修」の工事を行う場合

- ① 助成上限額25万円+10万円=35万円
 - ② 対象工事費の1/4=32.5万円
- よって、①>②のため
助成可能額は32.5万円となります。